

大分県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況

大分県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 19 年大分県後期高齢者医療広域連合条例 29 号）第 4 条の規定に基づき、令和元年度大分県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和 2 年 8 月 2 0 日

大分県後期高齢者医療広域連合長 佐藤 樹一郎

大分県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任命等及び職員数に関する状況

(1) 任命・任命解除者数の状況

ア 新規任命者数の状況（平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで）

一般職員 1 4 人（関係市町村からの派遣による。）

イ 任命解除者数の状況（平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで）

一般職員 1 5 人（関係市町村からの派遣期間満了による。）

(2) 職員数の状況（平成 3 1 年 4 月 1 日現在）

2 7 人 （地方自治法第 252 条の 17 による派遣）

(3) 年齢別職員構成の状況（平成 3 1 年 4 月 1 日現在）

区分	20 歳 未満	20～ 24 歳	25～ 29 歳	30～ 34 歳	35～ 39 歳	40～ 44 歳	45～ 49 歳	50～ 54 歳	55 歳 以上
人数 (人)			1	7	3	4	6	3	3
構成比 (%)			3.7	25.9	11.1	14.8	22.3	11.1	11.1

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日まで）

区分	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
令和元年度	千円 7 8 2, 0 2 5	千円 1 2 2, 1 2 2	千円 1, 2 1 0	% 0. 1 5

※1 人件費の内訳は、議員報酬・連合長報酬・各種委員等報酬となります。

※2 市町村派遣職員の人件費は、派遣元の市町村から支給され、広域連合が年2回（10月、4月）人件費負担金として派遣元に支出しています。（令和元年度人件費負担金 195,482千円）

(2) 給与の状況

区 分	職員数	給 与			
		給 料	職員手当	期末勤勉手当	計
令和元年度	27人	千円 101,589	千円 14,890	千円 41,949	千円 158,428

※ 給与等については、派遣元の市町村で支出しています。

平均給料月額及び平均年齢（平成31年4月1日現在）

平均給料月額	313,545円
平均年齢	42.26歳

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間	1週間の勤務時間
8時30分	17時00分	12時15分～13時00分	38時間45分

(2) 休日

1. 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
2. 年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日）

(3) 休暇

・職員の年次有給休暇使用状況

令和元年度平均取得日数・・・12.09日

取得状況は、平成31年4月1日～令和2年3月31日での状況です。

・特別休暇等の状況

「派遣職員の取扱いに関する協定書」により、派遣元の関係規程を適用しています。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

令和元年度においては、処分はありません。

5 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

延べ 25件（14.625日）

(2) 営利企業等への従事の状況

令和元年度においては、営利企業への従事の該当はありません。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修

《システム運用等研修》

期 日	場 所	概 要
令和元年5月20日 ～24日	CIVI 研修センター秋葉原 東京都千代田区神田 須田町 1-5-10 相鉄 万世橋ビル2階D205ホ ール	後期高齢者医療広域連合電算処理システム運 用等新任担当者研修会 標準システム運用並びに賦課・収納・資格・ 給付業務について等
令和元年10月4日	ツイン21MIDタワー 8+9 会 議室 大阪府中央区城見 2-1-61 ツイン21MIDタワ ー 20階	後期高齢者医療広域連合電算処理システム概 要等説明会 制度改正や標準システムの機器更改対応につ いて等

(2) 勤務成績の評定の状況

派遣職員であるため該当はありません。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福祉

健康診断等の厚生に関する事項については、派遣元において実施しています。

(2) 公務災害の状況

令和元年度においては、実績はありません。

(3) 利益の保護の状況

ア 勤務条件に関する措置の要求

令和元年度においては、措置要求事案はありません。

イ 不利益処分に関する不服申立ての状況

令和元年度においては、不服申立て事案はありません。

※地方公務員法（昭和25年法律261号）第46条又は第49条の2の規定に基づき、公平委員会に
対して行う措置要求又は不服申立ての状況です。